

福島県における国営追悼・祈念施設(仮称)の設置に関する 閣議決定について

本日、福島県双葉郡双葉町、浪江町の両町にまたがるエリアに福島県が整備する復興祈念公園のうち、国営追悼・祈念施設(仮称)を浪江町の一部区域に設置することについて、閣議決定を行いました。

記

○ 国営追悼・祈念施設(仮称)の概要

- 目的：①東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂
②震災の記憶と教訓の後世への伝承
③国内外に向けた復興に対する強い意志の発信

場所：岩手県 陸前高田市(高田松原地区) } 平成26年10月31日に閣議決定
宮城県 石巻市(南浜地区) }
福島県 双葉郡浪江町(両竹^{もろたけ}地区) → 今回追加

内容：地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を設置

○ 閣議決定文(別添)

○ 福島県における復興祈念公園(国営追悼・祈念施設(仮称)を含む)の今後のスケジュール(予定)

- 平成29年度、基本計画検討
- 平成30年度、国営追悼・祈念施設(仮称)の事業化(基本設計着手)
- 平成32年度中の一部利用に向け整備

【連絡先】

復興庁 インフラ構築班 菊池、峰岸
電話：03-6328-0233

東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設
(仮称) の設置について

平成26年10月31日
閣 議 決 定
平成29年9月1日
一 部 変 更

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設(仮称)を設置する。

新旧対照表

○東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の設置について
 （平成 26 年 10 月 31 日閣議決定）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の設置について</p> <p>東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、<u>宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町</u>の一部の区域に、国営追悼・祈念施設（仮称）を設置する。</p>	<p>東日本大震災からの復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の設置について</p> <p>東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市 <u>及び宮城県石巻市</u>の一部の区域に、国営追悼・祈念施設（仮称）を設置する。</p>